

フォレスター足回り整備業務 仕様書

第1章

第1節 適用

本仕様書は、フォレスター足回り整備業務(以下「業務」という。)に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、機構所有の車両1台(フォレスター)の足回り部品(ブレーキパット(フロント・リヤ))交換、廃材処理等を行うものである。なお交換時に追加作業等の必要が生じた場合は、設計変更の対象とする。

また交換作業で発生した廃材等については、受注者において適切に処分するものとする。

2-1 契約期間

契約締結の翌日から令和8年10月30日までとする。

2-2 施行場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納1356-3 独立行政法人水資源機構利根川上流総合管理所下久保ダム管理所および受注者指定場所

第3節 業務内容等

3-1 業務内容

1)車両1台(スバル フォレスター)の足回り部品(ブレーキパット(フロント・リヤ))交換(別紙「別表1」のとおり)

① スバル フォレスター(熊谷 300 や 4127)

2)廃材処分

3-2 車両の引き取り及び引き渡し

発注者は、2-2に示す施行場所に自ら車両を持ち込み、引き取りを行うものとする。

3-3 代金の請求

整備等代金の請求については、全ての業務の履行確認後行うものとする。

第2章 その他

第1節 疑義等

- 1 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定する。
- 2 整備後1年以内に重大な瑕疵が見つかった場合は、受注者の責任において整備しなければならない。
- 3 整備の実施において、当該車両等を損傷した場合は受注者の責において補修しなければならない。